

各地方整備局港湾空港部長 殿  
北海道開発局港湾空港部港湾計画課長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省港湾局計画課長

港湾計画策定業務に係る港湾管理者への技術的支援について

港湾の開発、利用、保全等に関する計画である港湾計画は、社会経済情勢や当該港湾への要請等に基づき策定されている。これらには、海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設等に関するものも含まれていることから、港湾計画の変更を適切に行うことは我が国の港湾政策を推進する上で重要である。

港湾政策の推進における国の役割については、平成 13 年 10 月 18 日付国港計第 48 号「港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関する地方整備局等の所掌事務について」において、港湾局と地方整備局等との役割分担関係をより明確化し、港湾計画（港湾法第 3 条の 3）に関する事務及びこれに関連する事務の一層の効率化を図ることに資するために地方整備局等が行う技術的助言等に関する旨の通知を行ったところである。

また、今年度の地方分権改革の取組の中で、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」として、港湾計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する国による技術的支援のあり方について検討するとともに必要な措置を講じる旨の閣議決定がなされた。（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）

一方、港湾局では、令和 4 年 6 月に関係者による港湾計画業務改善検討会を設置し、港湾管理者が効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築を目的として国による技術的支援についても議論を行ってきたところである。

以上を踏まえ、我が国の港湾政策の一層の推進に向け、港湾管理者への国による技術的支援のあり方について、別添のとおり定めたので、適切に対処されるとともに、本通知の趣旨を貴職管内の港湾管理者にも周知されたい。

## ■技術的支援のあり方

### ① データや知見等の港湾管理者への提供

港湾管理者が行う港湾計画の検討に際し、日常業務で扱っている全国的又は国際的なデータや最新の知見等を必要に応じて地方整備局等（直轄事務所等）が港湾管理者に提供する。地方整備局等（直轄事務所等）は、提供するデータや知見等の使途や取扱い方法（公開、非公開）等については、港湾管理者に十分に確認を行い、適切に対処することとする。また、データや知見等の提供にあたっては、サイバーポート等のデジタル技術も活用することとする。なお、地方整備局等（直轄事務所等）が把握していないものについては、地方整備局等を通じて本省や国土技術政策総合研究所に相談されたい。

<想定されるデータや知見等の提供>

- ・船舶の大型化のデータ
- ・社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等

### ② 設計、測量、調査の結果の提供

地方整備局等（直轄事務所等）が、直轄事業に関する設計、測量、調査等（以下、調査等）を実施している場合、港湾管理者が行う港湾計画の検討に際し、その結果を必要に応じて港湾管理者に情報提供する。情報提供された調査等の結果については、港湾管理者において港湾計画の検討に活用できるものとする。なお、地方整備局等（直轄事務所等）は、提供する調査等の結果等の使途や取扱い方法（公開、非公開）等については、港湾管理者に十分に確認を行い、適切に対処することとする。

<想定される主な情報提供項目とその内容>

主な項目	内容の例示
静穏度解析等に 係るデータ	・静穏度解析、設計波、埋没予測計算の結果等
港湾関連企業 等の動向調査	・事業評価等で収集した情報、荷主や船社等の取扱貨物需要・動向調査の結果等
環境調査に係 るデータ（※）	・水域調査・環境生物調査、変化予測及び解析評価の結果等

（※）港湾計画改訂における環境調査・評価は、当該改訂内容に応じて適切な内容で実施されるべきものであり、必ずしも当該港湾の従前の港湾計画改訂時と同じ項目である必要はない。そのため、地方整備局等におかれては、港湾管理者と当該港湾管理者が所属する自治体の環境部局とが十分に調整し、必要な環境調査・評価が効率的に行われるよう技術的助言を行われたい。

### ③ その他

上記①、②に限らず、地方整備局等は、港湾管理者から港湾計画の内容に関する相談を受けた場合、引き続き適切に技術的助言を行う。